

平成 27 年度久喜市特別職報酬等審議会の経過について

●前々回の開催（平成 23 年 1 月）から 4 年を経過したこと、教育長が特別職に変わったことから開催。

① 平成 27 年 10 月 6 日

第 1 回久喜市特別職報酬等審議会

- (1) 審議会委員の委嘱
- (2) 市長が審議会会長に「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」諮問した。
- (3) 審議会の概要説明、資料（市長等の給料月額・給与年額、議員報酬・期末手当額など）についての質疑応答。委員からの意見聴取。
- (4) 答申の方向性について検討。

② 平成 27 年 10 月 23 日

第 2 回久喜市特別職報酬等審議会

- (1) 資料（市の財政状況、議員の活動状況など）についての説明。委員からの意見聴取。
- (2) 答申内容の決定。

③ 平成 27 年 10 月 27 日

会長から市長に「久喜市特別職の報酬等の額について」答申した。



久人第1334号

平成27年10月6日

久喜市特別職報酬等審議会会長 様

久喜市長 田中暄



久喜市特別職の報酬等の額について（諮問）

久喜市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、
貴審議会の意見を求めます。

記

- ・議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について



久 特 報 第 3 号

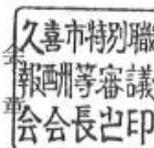
平成 27 年 10 月 27 日

久喜市長

田 中 暄 二 様

久喜市特別職報酬等審議

会長 大豆生田



久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 10 月 6 日付け、久人第 1334 号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成27年10月6日、当久喜市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮問を受けた市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり改定することを適当と認める。

1 報酬及び給料の額

| | |
|----------------|----------|
| 議 長 | 483,000円 |
| 副 議 長 | 433,000円 |
| 常任委員長及び議会運営委員長 | 422,000円 |
| 議 員 | 410,000円 |
| 市 長 | 957,000円 |
| 副 市 長 | 805,000円 |
| 教 育 長 | 737,000円 |

2 実 施 時 期

平成28年4月1日

3 答 申 理 由

別紙説明のとおり

別 紙

1 はじめに

少子高齢化による急激な人口構造の変化や地方分権の進展、市民からの要望の多様化等、複雑かつ様々な状況が市政を取り巻いており、市議会議員、市長等の特別職に課された職責はますます大きくなっている。

このようななか、当審議會は平成27年10月6日に市長から、市議会議員の報酬月額並びに市長、副市長及び教育長の給料月額について意見を求められた。

市民各層の代表である委員は、公平不偏の立場を堅持しつつ、他団体の状況、財政状況その他様々な角度から厳正かつ慎重に審議を重ね、次のような結論に達した。

2 市議会議員の報酬月額について

前回の答申から5年が経過しようとしている現在まで様々な状況が変化している。

現行の議長報酬月額445,000円、副議長報酬月額385,000円、常任委員長・議会運営委員長報酬月額370,000円及び議員報酬月額360,000円は県内他団体と比較すると、低い状況である。

今後も、市民の代表として議員活動を行えるよう、市議会議員の報酬月額を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

3 市長、副市長及び教育長の給料月額について

現在、人口15万人台の都市となり、以前にも増して職責は大きくなっている。

また、教育長は、教育委員会制度改革により教育委員会の代表となり、新たに特別職に位置づけられることとなった。

一方で、現行の市長給料月額910,000円、副市長給料月額780,000円及び教育長給料月額700,000円は県内他団体と比較すると、やや低い状況である。

このようなことを踏まえ、今後も職責を十分に果たすためにも、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

4 改定の実施時期

改定の実施時期は、平成28年4月1日から実施することが適当である。

5 むすび

今回の答申は、今後も市を取り巻く環境がますます厳しくなると予想されるなか、市議会議員においては市民の代表として、市長、副市長及び教育長においては市政の責任者として、それぞれの立場での職責を考慮したものであるため、答申を十分に尊重されるよう切望する。

なお、今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当であると考えている。